令和８年度　第２回袖ケ浦市環境審議会

１　開催日時　　令和８年８月１８日　午後２時開会

２　開催場所　　袖ケ浦市役所中庁舎７階会議室７－１

３　出席委員

会　長	小泉　直弘	委　員	香川　剛
副会長	梶山　雅司	委　員	酒井　孝士
委　員	大谷　理砂	委　員	原田　勝好
委　員	早川　雅晴	委　員	在原　幸江
委　員	奥澤　功	委　員	島村　富士美
委　員	大熊　賢滋	委　員	長嶌　美紀
委　員	森岡　かおり	委　員	吉田　久美子

４　欠席委員　　なし

５　出席職員

環境経済部長	平野　剛志	環境管理課主査	堀口　泰史
環境経済部次長	神子　正利	環境管理課主査	大野　成世
環境管理課副課長	河口　真慶		

６　傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	５人程度
傍聴人数	３人

７　議　題

（１）（仮称）袖ケ浦火力発電所新１～３号機建設計画環境影響評価方法書について（審議）

（２）その他

８　議　事

（１）開会

（２）会長あいさつ

（３）議事

議　長（小泉会長）
：議事（１）「（仮称）袖ケ浦火力発電所新１～３号機建設計画環境影響評価方法書について」審議いたします。
今回の審議の進め方ですが、これまでに委員の皆様からご意見を頂いておりますので、それらを踏まえた答申案について事務局から説明していただき、その案に対し、追加で委員の皆様からご意見を伺ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～異議なし～

議　長　：特にご意見は無いようなので、このように進めてまいります。
それでは、事務局から答申案について説明をお願いします。

事務局　：資料により説明
追加資料１：（仮称）袖ケ浦火力発電所新１～３号機建設計画環境影響評価方法書」に対する意見（答申案）
～　説明内容省略　～

議　長　：ただいまの事務局の説明について、これまでに皆様から頂いた意見をもとに答申案を作ってもらいましたが、質問やご意見がございましたらお願いします。

長嶌委員　：先日、千葉県で豪雨があったところですので、要望として、豪雨災害の可能性を考慮して、何か対策をしていただきたいなと思います。

議　長　：今回は方法書ということで、環境アセスに向けてどのような予測項目にしていくかということです。豪雨の対策となると方法書の中で災害という切り口もないので、答申案のその他に追加するというのはどうですかね。
事務局はいかがでしょうか。

事務局　：内容を考えて、会長にご相談させていただきます。

議　長　：追加資料１答申案の（７）その他に追記するようなイメージなのかなとは思いますが、事務局と相談し、検討させていただきます。

他に意見等はありますでしょうか。
答申案については、前回の審議会での意見は反映されており、欠席された委員の意見等も事務局に頂いてそれも反映していると見受けられますが、何か気になる点お気づきの点等ございましたら、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、原案のとおり、審議会の意見としたいと思います。
なお、災害に関する文言を追加するかどうかは、事務局と検討させていただきます。
答申の細かな文言の調整については私と副会長に一任していただき、作成後、委員の皆様に事務局から送付したいと思います。
また、今後のスケジュールですが、９月２日まで答申を確定し、９月４日の期限までに市長へ提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

～異議なし～

議　長　　：ありがとうございます。それでは、答申を作成しましたら、委員の皆様に送付させていただきます。
以上で議事（１）は終了します。
続いて、議事（２）「その他」について、まず、事務局から何かございますか。

事務局　　：事務局からはございません。

議　長　　：次に、委員の皆様より、何かございましたらお願いいたします。

早川委員　：前回欠席させていただき、その中で説明があったかもしれませんが、今回の答申案については様々な視点が盛り込まれていてとても良いと思っていますが、ここで話し合うのは答申案までなのか、それともその後の話もしていくのかといった、この後のスケジュール等を教えていただければと思います。

事務局　　：まず、今回の方法書について、市、県、国が意見を述べます。事業者は、それらの意見を踏まえ必要な修正を加えた上で、現況調査・予測・評価を行い、それらをまとめた環境影響評価準備書を

作成するという流れになります。この準備書に対しても意見を募って最終的にどういった環境保全措置をするかという環境影響評価書が完成するという流れになります。なお、現況調査は、1年程度と方法書に記載されております。

議　長　　：方法書はこれから準備書を作っていく中で、どういう調査をやって、それに基づいてどんな予測をしていくかというやり方を記載しています。この方法書が固まったら事業者が実際に現地調査や予測をした上で、準備書をまとめ、準備書の予測の結果を踏まえて、保全対策まで踏まえた準備書が次に出てきますので、それに対して、また我々が地域の目から意見を述べて、最終的に評価書を作っていくという流れになります。次の準備書の段階で調査や具体的な保全措置のやり方等に対して審議会の中で意見を出して、それを県や事業者に意見を言っていくというような流れです。

長嶌委員　：先日の千葉豪雨で浸水の被害が多くありましたが、この辺の工場地帯の状況はどうだったのかなというのが心配になっています。稲毛の方にある放射性物質を管理している所のタンクが浸水してしまって漏えいした可能性がある、結果的に数値的には問題がないということでしたが、今後またこういった災害が起こりうる状況なので、この間の被害はあったのか、また、同様の漏洩等の可能性はあるのかというのをお伺いできますでしょうか。

議　長　　：市で被害状況は把握していますか。

事務局　　：先週木曜日の豪雨による市内の被害ですが、一般家庭で床下浸水があったという報告がございます。また、小規模ですが、市内においても土砂崩れと道路の陥没が発生しております。幸いにも、千葉市等のような大きな被害はありませんでした。また、臨海部の企業での被害ですが、我々環境経済部の商工観光課が夜間に待機しておりましたが、特段大きな工場地帯での被害はなかったと伺っております。翌日になって、北袖と中袖の企業で敷地内が浸水してしまったという報告がありましたが、幸いにも大きな被害はございませんでした。

議　長　　：企業の委員の皆様がいらっしゃるので、被害状況と実際にどのよ

うな取組をされているのか教えていただければと思いますが、香川委員いかがでしょうか。

香川委員　：弊社は、今回、浸水等の被害はございませんでした。そのため、ご心配されるような危険物、劇物等の漏えいは、一切ございません。道路が冠水していたので、社員の帰宅が難しかったということはありましたが、被害等は一切ございません。

議　長　　：ありがとうございます。酒井委員いかがでしょうか。

酒井委員　：弊社は、雨の被害は特になく、大きなプラントが止まったということもありません。ただ、配管を這わせている溝に水が多く溜まりました。それについては消防車を持っていますので、排水ポンプを使って、排水して事なきを得たというところで、漏洩等もありませんでした。

議　長　　：ありがとうございます。原田委員いかがでしょうか。

原田委員　：弊社も有害物質の漏えいはありませんでした。少し冠水がありましたが、被害はなく、排水の処理設備に関しても異常は認められておりませんので、ご安心いただければと思います。

議　長　　：災害に関しては各企業がこれまでの経験がある中でしっかりと対応されているとは思いますが、長嶌委員がおっしゃるように近年の災害は、今までとは違うというところが根底にあるのかなと思いますので、取組の徹底ということが必要なのかなと思います。
他に何かございますか。
よろしければ、議題（２）「その他」については、終了といたします。以上をもちまして、すべての議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。委員の皆様にはご協力をいただき、ありがとうございました。

（４）閉会

以上

袖　ケ　浦　市　環　境　審　議　会

会　議　次　第

日時　令和８年８月１８日（火）
午後２時から
場所　袖ケ浦市役所中庁舎７階会議室７－１

１　開会

２　会長あいさつ

３　議事
（１）（仮称）袖ケ浦火力発電所新１～３号機建設計画環境影響評価方法書について（審議）
（２）その他

４　閉会

追加資料１

「（仮称）袖ケ浦火力発電所新１～３号機建設計画環境影響評価方法書」に対する意見（答申案）

当該事業は、１９７４年から稼働した低効率な天然ガス火力発電所を廃止し、最新のコンバインドサイクル（ガスタービン＋汽力）発電方式を採用し、安価かつ環境負荷の少ない電気を安定供給することを目的とした、合計出力約２６１万キロワットの天然ガスを燃料とする火力発電所であることから、環境影響評価手続を行うものである。

事業計画地は、大規模工場が多く存在する京葉臨海工業地域にあり、光化学スモッグが発生しやすい地域であるほか、施設から約１．５キロメートルの距離には住宅地も存在している。

現在、国及び千葉県では、２０５０年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするとの宣言を行い脱炭素社会の実現を目指しており、本市においても令和６年３月に「袖ケ浦市カーボンニュートラル宣言」を表明して、２０５０年までに市域における温室効果ガス排出量を実質ゼロにする取組を推進している。

このような状況を踏まえ、事業者は、下記の点について真摯に対応するとともに、適切に調査・予測・評価を実施し、環境影響評価準備書を作成すること。

記

１　総括的事項

事業計画では１号機着工から２号機着工まで４年、さらに３号機着工までは９年の期間がある。

そのため、事業の実施に当たっては、既存の実用化された技術の採用に留まることなく、随時環境の保全に関する最新の知見を取り入れ、最良の利用可能技術の導入を検討することにより、天然ガス火力発電における先進的な役割を果たすよう努めるほか、カーボンニュートラルの実現に寄与できるよう、より一層の環境への負荷の低減を図ること。

２　各論

（１）大気質への影響に関すること

煙突の地上高を１００メートルとしたことによる、排ガスの着地点の変動等の影響について、根拠を明確にして予測及び評価すること。

また、窒素酸化物排出量が多い既設２号機の稼働時期を精査し、必要に応じて、予測及び評価すること。

（２）騒音（低周波）等による住宅地への影響に関すること

施設（機械等）の稼働に係る騒音、特に低周波音については、長距離の伝搬に加え、近隣の類似施設との重畳による増幅効果により、住宅地への影響

が懸念される。

また、騒音・振動については、住民にとって身近な要素であることから、近隣の類似施設との累積的影響を考慮し、評価項目として選定すること。

（３）水環境に関すること

東京湾は、閉鎖性水域であり、既に当該水域内の多くの工場から温排水が排出されていることから、温排水の排出に当たっては、排出熱量の削減に努め、環境への負荷を最低限にすること。

（４）温室効果ガスの削減に向けた取組に関すること

ア　既存施設の更新という本計画の特性を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な取組を示すとともに、計画前後の温室効果ガスの削減効果を市民に分かりやすいよう定量的な表現を用いて示すこと。

イ　国の長期的な温室効果ガスの削減目標等に鑑み、先進的な二酸化炭素の低減技術（回収技術や貯蔵技術を含む。）について、技術開発の状況や国の方策等を踏まえ、導入を検討すること。

（５）生物多様性の保全に関すること

ア　動植物に係る現地調査によって得られる最新の客観的データに基づき、環境別・生物種別の特性に応じたミティゲーション※の実施等を検討すること。

イ　隣接する事業場には、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律に基づく「自然共生サイト」が存在しており、本計画においても同等の環境が確保されることが望ましい。そのため、在来種を中心とした計画的な環境整備・保全計画をあらかじめ調査・予測の手法や保全方針に組み込むことを検討すること。

（６）事業計画における交通への影響に関すること

ア　本計画による交通量の変化の程度を予測し、環境影響を回避又は低減するよう努めること。

イ　市民生活に影響を及ぼすことがないように、特別な事情がある場合を除き、本計画にて想定する交通ルート以外の利用をしないこと。

ウ　海上交通について、工事に使用する船舶の数を精査し、必要に応じて、調査、予測及び評価すること。

（７）その他

本事業を進めるに当たっては、市民の理解が促進されるよう、積極的な情報公開及び丁寧な説明に努めること。

追加資料１

【参考】（提出時削除）

※ミティゲーション（mitigation）

環境や生態系の保全等においては、工事や開発で自然を壊さないよう、影響を減らしたり別の場所で補ったりすることをいう。